

巻頭言

—情報学研究の多様性(法体系の理解における情報処理の手法の応用)—

情報学研究所所長

山田恒久

(1) はじめに

情報学は様々な情報の管理、処理、蓄積及びその統合などを目的とする学問領域といわれている。そのため、自然科学のみならず人文科学や社会科学などの領域に属する情報をも対象とする研究が成り立つ。今号も、本学の情報学研究の層の厚さを反映して、経営工学、情報処理学、統計学、応用言語学、情報科学、情報教育学、認知心理学などの諸分野に関連する、論文3編、実践論文5編、資料論文2編、研究速報2編を掲載することができた。

こうした多様な研究対象には、もちろん、法律学の諸問題も含まれる。例えば、法令や判例などの法律学に関する情報を検索又は整理するために資する効率の良い方法の研究及び分析が、いわゆる「法情報学」と呼ばれる領域として既に存在する。さらに、サブルーチン(“subroutine”)などの情報処理の手法を応用することにより、法規範の体系的な構造を理解することもその領域に属するものと思われる。

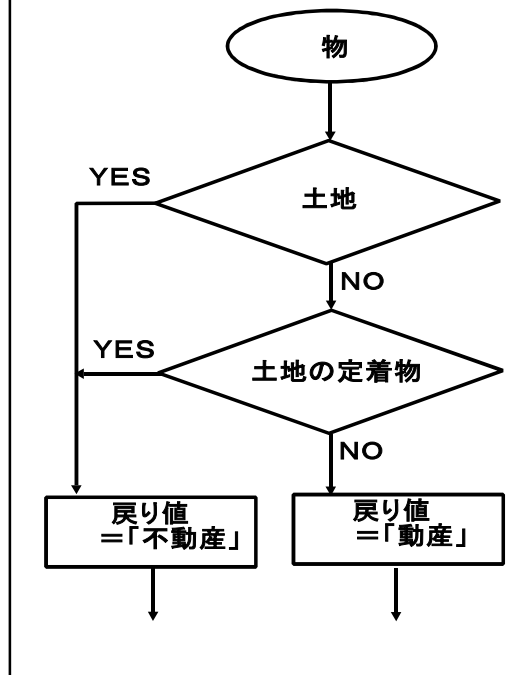
(2) 基本判断の実例としての「物」、「動産」及び「不動産」の区別

例えば、民法には「物」、「動産」及び「不動産」という権利の対象に関する区別がある。この区別は、具体的には、「民法において物とは有体物をいう」(民法85条)、また、「土地及び土地の定着物は、不動産とする」(同法86条1項)、さらに、「不動産以外の物は、すべて動産とする」(同2項)と規定されている。なお、ここにいう「土地の定着物」とには、土地に固定された建物、立木(リュウボク)、石垣などが挙げられる。

一般に、条文で使用される用語の意義を確定するために定められている規定は、「定義規定」と呼ばれている。その意味で、不動産の意義を定める民法86条1項は定義規定と考えることができる。通常、定義規定は「AはBである」というように記述されており、「AならばB」という条件と結果を要素とする命題の形式では記述されていない。とはいえ、例えば「ある物が土地又は^①土地の定着物ならば、その物は不動産とである」というように、定義規定は「AならばB」というような命題としての形式に整えることができる。また、この民法85条と86条の関係は、全体集合並びに部分集合及び補集合の表記になっている。具体的には、民法85条で「物」という全体集合が定義され、86条1項によって、その

【図-1】

《不動産と動産を区別するサブルーチン》



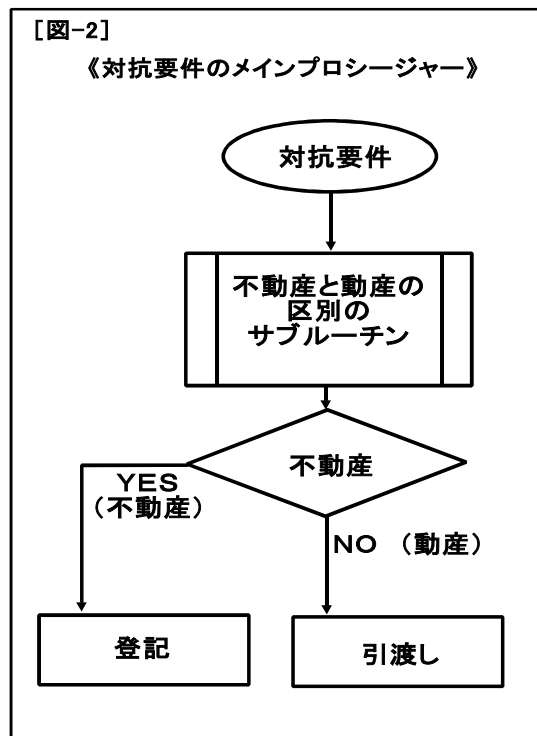
部分集合である「不動産」が定義され、86条2項によって、その補集合としての「動産」が定義されている。ここでは判断が「0」(条件を充たさない)と「1」(条件を充たす)の1ビットの評価—いわゆる二進数のデジタル量による評価—として量子化される環境が整っている。そうして、デフォルト(1ビットの評価＝「0」)を「動産」とした上で、ある「物」が「土地」又は「土地の定着物」であるという条件を充たせば(1ビットの評価＝「1」)不動産と扱うことになり、充たさないならばデフォルト(1ビットの評価＝「0」)の「動産」と扱うことになる([図-1]参照)。

この「物」、「動産」及び「不動産」の区別の判断は、物権変動の対抗要件の態様、抵当権の設定可能性、即時取得の成立の可否など民法の他の領域における判断がなされる際には、必ず必要となる基本的な判断である。したがって、「物」、「動産」及び「不動産」の区別の判断過程を物権変動の対抗要件の態様、抵当権の設定可能性、即時取得の成立の可否など主たる判断過程とは独立した基本的な判断過程としてモジュール化して、主たる判断過程において必要に応じてサブルーチンとして呼び出すという方法を採用することも可能である。

(3) 物権変動の対抗要件の態様

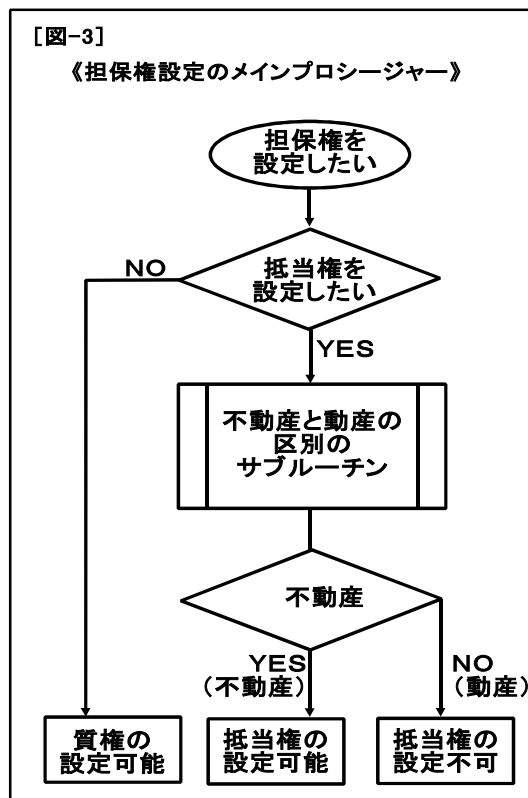
ところで、民法177条には、不動産についての物権変動の対抗要件は「登記」である旨が定められており、同法178条には、動産については「引渡し」である旨が定められている²⁾。ここにいう「物権」とは物を直接支配する権利のことで、所有権や地上権がこれに該当する。また、「物権変動」とは物権の発生・消滅・変更のことをいい、売買や贈与などによる外、時効や相続などによって物権を得たり失ったりすることをいう。さらに、対抗とは当事者間で生じた物権変動の効力を第三者にも及ぼさせることをいい、

その条件のことを対抗要件という。したがって、これらの規定によって、売買などによって生じる当事者間における所有権の移転のような物権変動の効力を、第三者に対しても及ぼさせるために備えなければならない条件(対抗要件)は、不動産については「登記」、動産については「引渡し」である旨が定められているということになる。そのため、ある物権変動において、その対抗要件として「登記」又は「引渡し」の何れが必要となるかということ判断する過程では、当該物権変動の対象が動産であるか又は不動産であるかという判断を経由することになる。したがって、物権変動の対抗要件として「登記」又は「引渡し」の何れを必要とするかという判断過程を、主たる判断過程(メインのプロシーチャー)として、これとは独立した基本的な判断過程としてモジュール化した「動産」と「不動産」の区別に関する判断モジュールをサブルーチンとして呼び出すというシステムを考えることができる([図-2]参照)。



(4) 抵当権の設定可能性

また、質権と抵当権の取扱いにおいても、不動産と動産とを区別してそれぞれに異なる取扱が定められている。具体的には、民法342条には質権の対象となるのは「物(動産と不動産をともに含む概念)」である旨が定められているのに対して、同法369条には抵当権の対象となるのは「不動産」である旨が定められている。結局、質権は動産と不動産の何れにも設定可能であるのに比して、抵当権は不動産にしか設定することができないことになる。実生活において、住宅購入の資金を得るために銀行で住宅ローンを組むときによく利用される抵当権は、その設定の対象が住宅や土地という不動産であるからこそ、認められているということになる。なお、質権では動産のみならず不動産をもその対象とすることができる。しかし、質権が設定された目的物は相手方(例えば銀行のようなローンの貸し手)に占有を移すことが必要で、質権を設定した者(通常は住宅ローンの借り手)がその住宅や土地を使い続けることは許されていない^③。したがって、ローンを返済して質権を解除してもらうまでは、土地や住宅を使うことはできなくなってしまう。そのため、質権によって住宅ローンを組んだ場合には、そのローンによって得た金員で購入した土地や住宅に住みながらローンを返済することができないことになってしまい、住宅ローンの実情に合わない。こうしたことから、質権を設定する住宅ローンは殆どみることができない^④。ともあれ、抵当権を設定することが可能か否かを判断する過程(メインのプロシージャー)においても、動産と不動産の区別の判断が必要となる。したがって、ここでも、この動産と不動産の区別の判断モジュールをサブルーチンとして組込むシステムを考えることができる([図-3]参照)。



(5) 即時取得の成立の可否

さらに、民法192条には、善意かつ無過失で平穩かつ公然に取引行為によって動産の占有を開始することで、即時にその動産に対する権利を取得する旨(いわゆる「即時取得」)が定められている。この「即時取得」の規定の対象はあくまでも「動産」のみであり、「不動産」には即時取得の規定の適用はない。したがって、例えば、ある動産を、善意、無過失、平穩かつ公然に買った者は、たとえ売った者がその動産の所有者でなかったとしても、即時取得によりその動産に対する所有権を取得することになる。これに比して、同様の条件の下で不動産を買った場合には、即時取得によりその不動産に対する所有権をすることはない^⑤。以上のことから、取引行為で得た物が即時に取得できるか否かの判断の過程(メインのプロシージャー)においても、動産と不動産の区別の判断モジュールを

サブルーチンとして組込むシステムを考えるとすることができる([図-4]参照)。

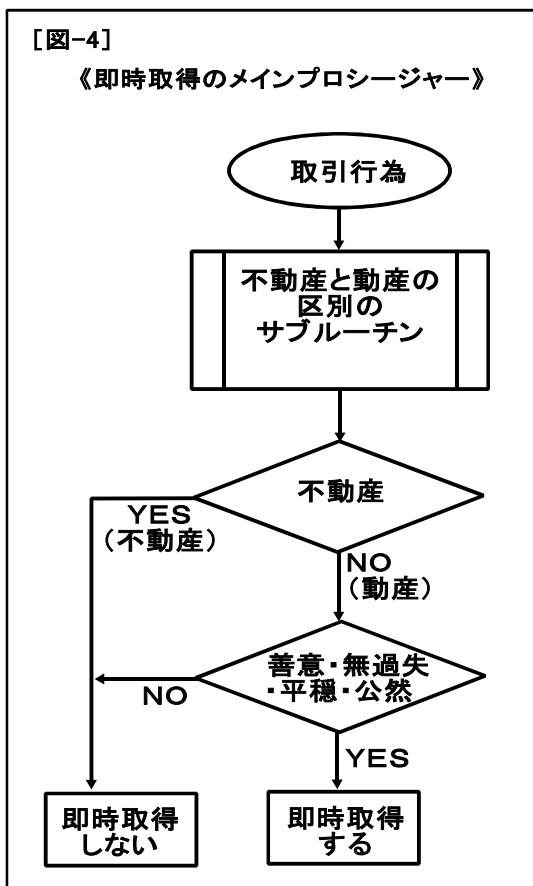
(6) 特定の法体系における基本判断モジュールの意味とその法体系の構造の意味

以上のように、民法という法領域においては、「物」、「動産」及び「不動産」の区別に関する判断モジュールは、汎用的にサブルーチンとして機能する独立した基本的な判断モジュールとすることができる。そして、「物」、「動産」及び「不動産」の区別に関する判断モジュール以外にも、「停止条件」と「解除条件」の区別や、「単独行為」と「契約」の区別など、民法という法体系においてこれと同様に基本的な判断モジュールとして表現することができる概念も存在する。加えて、このような基本的な判断モジュールは、民法のみならず憲法や刑法などの他の法領域に関し

ても同様に存在する。

ところで、こうした特定の法体系における主たる判断過程と、サブルーチンとして、これに汎用的に組込まれる基本的な判断過程とが存在することは、前者をいわば上位とし、後者をいわば下位とする特定の法体系における判断過程に関する階層構造が存在することを意味する。そして、実は、各判断過程は、その根拠となる規範を前提としている。したがって、結局は、各判断過程の根拠となる規範自体が特定の規範によって構成される法体系における上下の階層構造の構成要素であるということになる。

民法や刑法という特定の法体系が膨大な法規範の単なる羅列ではなく、階層的に位置づけられる各規範によって構成される構造体の形態を有しているという理解は、特定の法体系の全体的な把握に有用であると思われる。そして、ここに述べたように、特定の法体系が構造体の形態を有しているという理解を助ける一つの解法として、情報処理学の手法もまた有用であると思われる。



① 条文は、「土地及びその定着物」となっているが、いずれかの条件を満たせば不動産と判断されるため、あえて、「及び」を本来の意味である「又は」に表現し直している。

② 民法177条の物権変動は「不動産に関する物権の得喪及び変更」と定められ、178条の物権変動は「動産に関する物権の譲渡」とされている。そのため、民法を正確に理解するためには、この「得喪及び変更」と「譲渡」との相違についても検討が必要となる。

③ 民法345条には、質権者が、自己に代わって質権設定者に質物の占有をさせることができない旨が定められている。

④ 住宅ローンの担保として、本来の担保とは別に、付加的に当該物件に付された火災保険の保険金請求権に対して質権を設定することはありうる。

⑤ 民法162条に定められている取得時効の完成を待たなければ、所有者にはなれない。